

教会規則を見たことがありますか？

宗教団体に法人格を付与する根拠となる法律を「宗教法人法」といい、本教においては、教会名称のお許しをいただいた後、県庁の認証を受けることにより法人格を取得し、宗教法人となります。その認証の際の申請書類の一つが『教会規則』です。原本は都道府県知事の認証印が押印された後に返却され、その後は宗教法人の事務所に備え付けることが法的義務となります。もし紛失してしまうと、過料（10万円以下）の対象にもなってしまいます。

本教の多くの教会は、昭和27、28年に法人格を取得していますので、すでに教会長も代を重ねており、『教会規則』を見たことがない方も少なくありません。中には、教会長交代の際にしっかり引き継ぎができなかった等の理由で、その存在自体をご存知ない教会長もいるかもしれません。

本教の各教会の『教会規則』は、全31条（直属教会は全32条）で統一されており、具体的には、①財産の維持・管理、②各種書類の整備、③予算・決算を含む会計処理等の法人事務が定められています。言い換えるならば『教会運営のルールブック』と言えるでしょう。そのため、宗教法人の代表役員である教会長は、この内容を正しく理解し、ルールに沿った適切な教会運営を行わなければなりません。

もし、まだご覧になったことがない方がおられましたら、この機会に是非確認してください。また、直属教会や教区でも確認の促しをしていただき、教会長交代の際には、しっかり引き継ぎをするようご指導いただければと思います。

なお、『教会規則』を紛失した場合、所轄庁から再交付をしてもらえますが、過料の対象になります。まずは限なく探していただき、それでも見つからない場合は、まずは教区にご相談ください。

※教会規則の呼び方

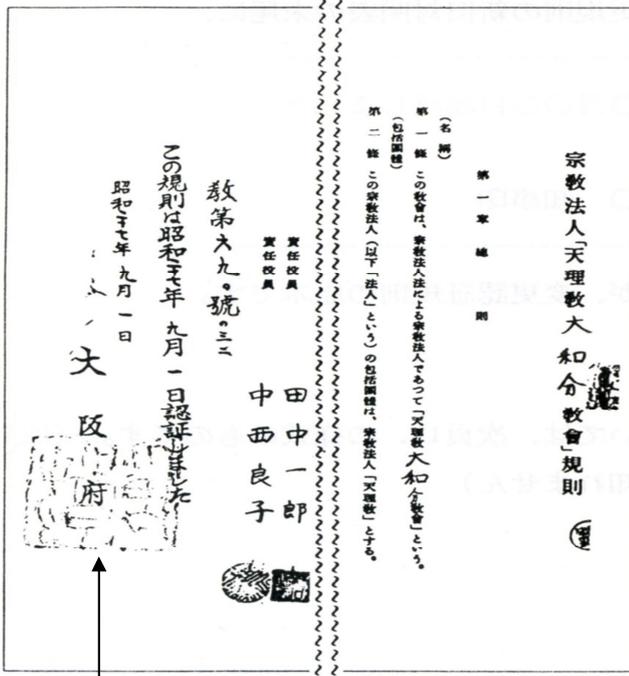
『教会規則』について、『認証規則』『教会規則』『法人規則』等の呼ばれ方をしますが、すべて同じ『教会規則』を意味します。



教会規則は、すべて同じ条文で構成されています

- 直属教会：全32条で構成
- 一般教会：全31条で構成

昭和34年の天理教教規改正に伴い、
全教会の規則を一部変更



原本には、認証申請の際に
押印された都道府県知事の
認証印があります



宗教法人実務研修会（教区・直属）開催状況

- (教区) 宮崎 鹿兒島 福岡 鳥取 岡山 東京 埼玉 千葉 福島 徳島 長崎 香川
 兵庫 長野 北海道 北海道空知支部 島根 奈良 山梨 滋賀 栃木
 計20教区1支部
- (直属) 佐野原 牛込 島ヶ原 鹿島 南 網干 治道 東海 府内 計9直属

直属でも開催が増えてまいりました。大変好評をいただいております。ぜひご検討ください。

【法律専門相談室のご案内】

教会が当事者となる、法律に関するトラブル（不動産や近隣関係等）を現役弁護士にご相談いただけます。相談は無料、お気軽にお問合わせください。

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生 山浦美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157 (担当：原田)

内線電話 5208, 5209